

第5期 第30回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年1月10日(火) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 405会議室
3. 出席委員(28人)
4. 欠席委員(2人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
 - 議案第1号 専決処理事案について (11件)
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の許可申請について (1件)
 - 議案第3号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について (1件)
 - その他
7. 農業委員会事務局職員(3人)

8. 会議の概要

○事務局長

定刻になりましたので、只今から第30回東温市農業委員会を開会いたします。本日の農業委員会の出席者は、農業委員総数30名中28名です。過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告させていただきます。それでは、会長、ご挨拶をお願いします。

○会長

皆さん、改めまして、新年あけましておめでとうございます。委員の皆様におかれましては、輝かしい新年を迎えられたことと、ご拝察しご同慶に堪えないしだいでございます。平成29年度、非常に不安定要素とういのか先が見えない時代に入ってきております。あと10日もすれば、アメリカのトランプ新大統領が誕生するということで、こちら辺の政策の出方によっても、世界が大きく変わっていく要素もはらんでますし、我々農業委員とりましては新しい農業委員会法の下で、もうすでに皆さんの地域で推薦活動は実施して頂いておりますけれども、新しい農業委員会体制が構築される年でもあります。

また昭和45年から50年近くに渡って継続されてきた減反政策というものが、来年度の実施になってきますけど、この秋には、各農家に対する配分が撤廃されるという、自主的にやってくださいという時代に入ってきます。その中で、今の直接払い、お米を作っている方に対しては、7,500円の固定払いがあるわけなんですけど、これも廃止されるということになっております。いずれにしても今後注視しながら、我々は我々の活動、農地、農業を守るという、その目標に向かって一緒に頑張っていきたいと思っております。今年もよろしく願いいたします。

それでは、議案審議に入っていく訳ですが、その前に本日の議事録署名人の指名を行いたいと思います。〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんよろしく願いします。

続いて、議案審議、全部で本日は13件ですが、議案審議に入っていきたいと思えます。まず議案第1号、専決処理事案について11件を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第1号 専決処理事案について。

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理。

1番 所有者 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、778㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、共同住宅。志津川土地区画整理事業内農地でございます。

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理。

2番 渡人 〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、209㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、個人住宅。志津川土地区画整理事業内農地で所有権移転を実施します。

3番 渡人 ○○ ○○さん。受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、226㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、個人住宅。所有権移転を実施します。

4番 渡人 ○○ ○○さん。受人 ○○ ○○ ○○。土地は、○○、1,673㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、分譲宅地10区画。所有権移転を実施します。

5番 渡人 ○○ ○○さん。受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、239㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、個人住宅。志津川土地区画整理事業内農地で所有権移転を実施します。

6番 渡人 ○○ ○○さん。受人 ○○ ○○ ○○。土地は、○○、田、4.09㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、公衆用道路。所有権移転を実施します。

(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の受理。

農業経営基盤強化促進法関係。

7番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、1,902㎡。賃借権設定。借受人の都合により解約でございます。

農地法関係。

8番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、492㎡。賃借権設定。貸付人の都合により解約でございます。

9番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、778㎡。○○、田、209㎡。○○、田、209㎡。○○、田、213㎡。○○、田、223㎡。計5筆。計1,632㎡。賃借権設定。貸付人の都合により解約でございます。

10番 貸付人 ○○ ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、165㎡。賃借権設定。借受人の都合により解約でございます。

11番 貸付人 ○○ ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、699㎡。賃借権設定。借受人の都合により解約でございます。以上です。

○会長

只今、第1号議案について事務局より説明を受けましたが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。特にございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

無いようでしたら、承認して頂けますか。

(承認)

○会長

第1号議案については、承認します。続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の許可申請について議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の許可申請について。

番号12番 渡人 ○○ ○○さん。受人 ○○ ○○ ○○。土地は、○○、田、383㎡。都市計画は、都市計画区域外。農地区分は、第2種農地。他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。転用目的は、露天資材置場・作業場。権利内容は、賃貸借権設定。開発許可は、不要。転用許可は、必要。平成26年8月7日、第1回委員会で除外意見決定した案件です。以上です。

○会長

これは、○○委員さん。

○委員 ○○委員

隣のページで、場所は西谷小学校の近くでございます。この方は、色々と幅広く事業をなさっている方で、○○という事で、建設業から始まりまして、産業廃棄物の処理等を行っております。今回、露天資材置場ということで、原木のチップなどを堆肥化することで、仮に置いて作業をするということで、申請が出ておりましたので、先日、確認して参りました。皆様のご意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長

只今、地元の○○委員さんから説明がありましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

無いようでしたら、採決してよろしいでしょうか。この件について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○会長

全員挙手ということで、承認いたします。続きまして、議案第3号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

別紙で、農地法第3条第2項第5項に定める別段の面積についての資料をお手元にご用意をお願いいたします。前々回の委員会で別段面積についてご説明をさせていただきましたが、再度、表の説明ですが、別段の面積の5反要件を緩和する場合なんです、一番上の表ですが、東温市全体では見ますと、経営面積10a以上50a未満の比率が46.7%で40%を上回っております。経営面積10a以上40a未満の比率が38.7%となっており40%を下回っております。農地法施行規則に40%を下回らないという規定があり、市全体を4反にするという、この選択は出来ません。旧村単位で見ますと、網掛けが付いている部分が、北吉井村と南吉井村と桜樹村と川上村、ここは40%を超えておりますので、この網掛けが付いている旧村は4反を選択できるということになります。年末年始で、地元から意見とかお聞きになっている委員さんがいらっしゃいましたら、それらをお伺いした上で、来年度の、いわゆる五反規制をどのようにするか結論を出すような形にしたらと考えております。地元の方の意見とか、お聞きされている委員さん、いらっしゃいましたら、ご披露をお願いしたらと思いますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○会長

皆さん、その辺り、どうですか地元のご意見。先程、事務局から説明があったように、緩和するにしても網掛けされた地域だけになるようですが。

○委員 ○○委員

○○地区ですけれども、○○、○○に改良区があるんですけれども、両方とも理事長は、5反を守ってくれないかと。政治的というか、農業規模の関係では、集積している時代、規模を拡大という中で、これを分散するという方法は、あまり良くないという風な強い意見がございました。5反で留めて頂きたい。現状維持をお願いします。と強い意見が出ておりましたので、ご報告いたします。

○会長

他の地域は、どうですか。

○委員 ○○委員

○○なんですけれども、12月の理事会で意見をお聞きしたところ、やはり野菜とか色々利用したいという人がおりますので、4反をお願いしたらということで報告をいただきましたのでご披露させていただきます。よろしく申し上げます。

○会長

他の地域ではどうでしょうか。我々も色々な話を聞くわけで、極端に言ったら、5反、4反といよりは、10aぐらいまで下げてくれないかというような、うちの山の方では結構あつたりして困るんですけれども。まあ、当然10aというのは、法的にも出来ませんし。

皆さんの個人的なご意見でも構わないので、何かございませんでしょうか。

○委員 ○○委員

やはり水利の関係、農道の関係で3反なり4反なり下げて頂きましたら、かなり分散化してしまい政府の方針と全然変わってくるような農業地帯になるという形で、将来農業を規模拡大してやろうという者、あるいは新規就農者に対して、相当障がいが出てくる。それと住宅等の関係でかなり入ってくるんです。土地が安くなっているのでも買いやすと、その関係が非常に恐れていると言っておいて欲しいということでございます。

○会長

確かに、非農家の方というのは、色々な考え方があるようですので、特に、農業に企業が参入出来るという事にもなってきております。

○委員 ○○委員

○○で農業委員をさせてもらっているんですが、ちょっと最近、急に話が来まして、新規就農をやりたいという事で、間に入ってくれないかという事で、動いているんですけど、なかなか土地が見つからないと、そして、方々に散らばったところで作ろうと思ったら、5反という下限面積で出来ないこともないんですが、やはり地域でまとまった農地が欲しいという事で、今現在、土地の交渉をしたりしているんですが、1反半程土地が足りないのでも、どうしようかなと色々四苦八苦しているんですが、やはり新規就農をする場合に、お借りしてやるか、土地を購入してやるかという問題が出てくると思うんですね。購入して5反となると金額的に張ってくる。そして、借受をして新規就農をやって行こうかと、資金的にもしんどいので、借受でやって行こうとなるので、そこら辺が少しでも下限面積が緩和されると土地もお借りしやすいというようなこともお話の中で、5反でないといけないというお話もしているんですが、そこら辺を加味するところかなと思ったりもしています。

○会長

近年の農業は多様化されていますので、例えば施設園芸であると50aに満たなくても経営計画を立てられる面積でありますし、米麦中心で行こうと思うと50aでも新規就農者は経営計画が立てられる面積ではないんです。4、5ha無いと経営計画が立たないということですから、新規に就農される方の経営形態にもよってくるわけですが、その辺りも見ながら、我々は決定していかなくてはいけないのかなと思います。他には。

○委員 ○○委員

お伺いしたいんですが、別段面積で規制をかけているんだけど、現実には自分の持っているほ場が無いのに、何町も作っている人がいる。私、土地改良区の世話をさせて頂いているんですけども、土地改良区からしても農業委員の立場からしても、違法であるけれども、もう一方から見ると、その人たちがいるので耕作放棄地が少なくなっている。これに規制をかけると、まだ耕作放棄地が増えます。その辺で、事務局に

お伺いしたいんですけども、この別段面積に違反した場合に、それ相応のペナルティがかかるのか、全くのザル法であるのか、その辺を教えてもらったと思うのですが。農業委員会、農業委員としては、これはいけないと言わざるを得ないのだけれども、現状はその人がやめたら、今の耕作放棄地は倍ぐらいになります。実際の話、みなさん、自分のところでそう思われませんか。私のところは痛切にそれがのしかかっているんです。その辺の見方を農業委員会と、また農業委員としてどのように見ていくか、これからの別段面積もしかることながら、そういうのも対応していかないと、少しまずいことになるのではと思います。

○事務局

事務局にお問い合わせなので、分かる範囲でご回答させていただきます。難しい問題だと思いますが、何を一番優先しなくてはいけないかという地域農業、農地を守ることだと思います。結果がついて来なくては、何もならないですから。法律を守りながら、目的も果たしていかなくてはならないんです。今言われたペナルティどうこうというのは、正確にはお答えできませんが、例えば、新規就農者の給付金を受けようとする場合には5反要件を満たしていなければ、助成を受けることが出来ないというデメリットは出てくると思います。

○会長

今、〇〇委員さんが言われた問題は、今後色々な問題をはらんでいます。国でも一番困っているのが、不在地主で持ち主が分からない土地、これが相当な面積が出てきます。そこら辺を今回整理しなくてはいけないのが、最適化推進委員さんの役割になってくるのではないのかなと、国はそこら辺を最適化推進委員さんに持ってくるのかなと、私らは考える次第なんですけど、確かに〇〇さんの言われる問題は将来的には大変で、我々は出来るだけ利用権設定をしてくださいと勧めるんですけど、県外にいるので難しいと言うので。

結局、農業委員会も戦後の委員会法の大改革が去年の春にありましたけど、農地法も戦後、間もない時代に出来た法律で、おそらく5反要件というのもその当時の自活できる面積が、50から60aという事で、国は配分しましたから、その考え方がずっと残っていると思うんですけど、先程言いましたように農業経営は非常に多様化されておりますので、小さな面積で年収1,000万を上げる方もいらっしゃいますし、10町、作っても500万しか売り上げがない農業経営の形もありますので、非常にその辺りが難しいところだと思います。

他に、ご意見はございませんでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

もう、ご意見が出尽くしたようですので、採決いたします。5反要件をそのまま守ってこないかという意見と地域によっては4反を認めるという意見がありますが、それぞれについて、採決していったらと思います。5反要件を守るべきという方の挙手を

求めます。

(21名)

4反要件でやってくれないかという方、挙手をお願いします。

(3名)

態度を決めかねている方がいらっしゃったら、挙手をお願いします。

(挙手なし)

数が合わないので、もう一回挙手をお願いします。

5反の現在のままでという方は挙手をお願いします。

(22名)

4反の方。

(3名)

挙手をされていない方、態度保留の方。

(2名を確認)

5反要件が22名という事ですので、今回は50aで決定させて頂いたらと思います。
議案審議については、以上で終了いたします。